

## 手続き早見表

- 1 下記の書類には、**使用許可を受けている墓地使用者の署名・捺印が必要になります。**  
(墓地使用権承継申請及び市営墓地以外の墓地における改葬許可申請を除く。)
- 2 全て認印(スタンプ式不可)が必要です。
- 3 住民票は住所のある市区町村、戸籍は本籍地でしか請求できないため注意してください。

| 手続き名称     | 内容                                  | 手続きに必要なもの   | 該当 |
|-----------|-------------------------------------|---|----|
| 墓地使用許可申請  | 墓地の使用許可を受けるとき                       | 1. 墓地使用許可申請書<br>2. 使用者の住民票(本籍・続柄記載)<br>3. 誓約書<br>4. 使用料等の領収書                                |    |
| 墓地使用権承継申請 | 前使用者が死亡し、<br>使用権を引き継ぐとき             | 1. 墓地使用権承継承認申請書<br>2. 前使用者の許可書(紛失の場合不要)<br>3. 新使用者の住民票(本籍・続柄記載)<br>4. 前使用者との関係が分かる戸籍等(裏面参照) |    |
| 墓地使用権譲渡申請 | 前使用者の生前に、<br>使用権を引き継ぐとき             | 1. 墓地使用権譲渡承認申請書<br>以下、上記2～4に同じ  |    |
| 代理人選任届    | 使用者の住所が<br>指定地域外であるとき<br>※知人・管理人でも可 | 1. 代理人選任届<br>2. 代理人の住民票<br>※墓地管理人の場合は不要   |    |
| 住所等変更届    | 使用者の住所が変更になった<br>とき                 | 1. 住所等変更届<br>2. 変更内容を証明する書類(住民票等)   |    |
| 改葬許可申請    | 埋葬又は埋蔵、もしくは収蔵<br>されている御骨を移動する<br>とき | 1. 改葬許可申請書<br>2. 埋葬埋蔵収蔵証明書<br>※市営墓地以外から改葬の場合  |    |
| 墓地使用区画返還届 | 墓地が不要になるとき                          | 1. 墓地使用区画返還届  |    |
| 墓地使用料還付申請 | 区画を未使用のまま、<br>許可日より3年以内に<br>返還するとき  | 1. 墓地使用料還付申請書<br>2. 請求書<br>3. 銀行名、支店、口座番号を確認できるもの<br>※口座振込の場合                               |    |
| 墓地管理料還付申請 | 上長飯霊地公園の区画を返還<br>するとき               | 1. 墓地管理料還付申請書<br>以下、上記2～3に同じ  |    |
| 墓地工事許可申請  | 新設・改修・撤去等の<br>工事を行うとき               | 1. 墓地工事許可(変更)申請書<br>2. 添付書類(平面図・立面図等)<br>3. 工事に係る誓約書<br>4. 水道使用料(500円)※水道を使用する場合            |    |
| 墓地工事完了届   | 上記許可を受けた工事が完了<br>したとき               | 1. 工事完了届<br>2. 現況写真 ※撤去工事の場合  |    |
| 使用許可証明申請  | 許可書を紛失または、<br>汚損したとき                | 1. 使用許可証明申請書  |    |

【問合せ先】 〒885-8555 都城市姫城町6街区21号

都城市環境森林部 環境政策課 TEL 0986-23-2130

※参考

《承継》市営墓地を引き継ぐために必要な書類

- ①現使用者の方の使用権を証明する書類（紛失していれば無くても構いません）  
（墓地使用許可書、墓地使用権承継（譲渡）承認決定通知書、墓地使用権証明書）
- ②新使用者の住民票  
（本籍地記載のもの）
- ③現使用者と新使用者との関係を確認できる戸籍等（具体例は以下のとおり）
  - 1) 新使用者が現使用者の子の場合  
→子の戸籍**謄本**
  - 2) 新使用者が現使用者の兄弟（姉妹）の場合  
→父（母）の戸籍（除籍、改製原）謄本
  - 3) 新使用者が現使用者の孫の場合  
→孫の父（母）の戸籍（除籍、改製原）謄本

※各書類は発行が必要な人の本籍地の市区町村戸籍担当窓口にお問合せください。  
※上記書類で現使用者の死亡日が確認できない場合は、死亡日が確認できるものを求める場合があります。

④代理人選任届

都城市内および、宮崎市、日南市、串間市、小林市、三股町、高原町、曾於市、霧島市、志布志市以外に在住の方

代理人は上記地域在住の方（知人、墓地管理人も可）を届出てください。

※不測の事態が生じて立会いの必要がある場合や、管理等が不十分な場合に対応していただくためです。

《譲渡》使用者の生前に使用権を引き継ぐ場合

使用権の譲渡は4親等内の親族に限られますので御注意ください。

また、未使用地については都城市内に住所又は本籍を有する者にしか譲渡できません。

4親等内の親族の図

